

○墨田区重度心身障害者（児）巡回入浴サービス事業実施要綱

平成12年3月31日

11墨厚障第932号

改正 平成16年3月31日15墨福障第1126号

平成18年11月24日18墨福障第831号

平成25年4月1日25墨福障第432号

平成26年5月21日26墨福障第2162号

平成28年2月25日27墨福障第2281号

(目的)

第1条 この要綱は、区内の重度心身障害者（児）に入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、保健衛生の向上を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象は、次の各号に定める者のうち、家族等による介護では入浴することが困難な者で、施設入所者及び介護保険対象者を除くものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による手帳の交付を受けた者で、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち1級又は2級のもの

(2) 東京都から愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度又は2度のもの

(3) その他区長が特に必要であると認める者

(実施回数)

第3条 入浴サービスは、週1回（7月から9月までについては週2回）行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを超えて行うことができる。

(申請)

第4条 入浴サービスを受けようとする者は、入浴サービス申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に誓約書（第2号様式）を添えて、区長に申請するものと

する。

(決定及び通知)

第5条 区長は、申請書を受理したときは、その内容を審査の上、入浴サービス実施の適否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により実施することと決定したときは入浴サービス実施決定通知書(第3号様式)により、実施しないことと決定したときは入浴サービス却下通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 区長は、入浴サービスの決定を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号に該当すると認めるときは、当該決定を取り消すとともに、当該入浴サービスに要した経費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により入浴サービスを受けたとき。

(委託)

第7条 入浴サービスは、事業者に委託して行うものとする。

(費用負担等)

第8条 利用者は、入浴サービス実施に要する経費として自己負担金を支払うものとし、その額は平成18年11月17日付け厚生労働省障発第1117002号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」別紙(6)障害福祉サービスの表中短期入所1日当たりの負担基準額(以下「自己負担額」という。)の2分の1の額とする。ただし、満20歳以上の者の自己負担金については、障害者及びその扶養義務者(障害者と同一世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子のうち区市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。)が負担すべき額は、それぞれ同表短期入所1日当たりの税額等による階層区分に応じた自己負担額の2分の1の額とする。

2 前条の規定により区長が入浴サービスを委託した業者(以下「委託業者」という。)は、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、利用者

から受けることができる。

3 委託業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

4 入浴サービスの実施に必要とする水道料及び電気料については、利用者の負担とする。

(自己負担金の支払)

第9条 利用者等は、自己負担金を委託業者に直接支払うものとする。

(費用の請求)

第10条 委託業者が、区長に請求することのできる額は、委託契約額から利用者等が委託業者に直接支払った自己負担金の額を控除した額とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、入浴サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。ただし、第7条第1項及び第8条の規定については、平成12年7月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前に、ねたきり高齢者及び心身障害者巡回入浴サービス事業実施要綱（昭和53年5月23日53墨厚福発第412号）の規定により既に入浴サービス事業の実施決定を受けた心身障害者は、この要綱の規定によって決定を受けたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

様式 省略